

(用度管財課 一般競争入札の実施)

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和8年2月20日

大分県知事 佐藤 樹一郎

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 大分県庁舎本館、新館及び別館の古紙類売却
- (2) 業務場所 大分県庁舎本館、新館及び別館
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 売払いに付する古紙の名称及び年間排出予定数量

名 称	年間排出予定数量
新聞	24,640kg
段ボール	10,950kg
その他古紙 (シュレツダー紙、コピー済用紙、雑誌類)	132,750kg

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本案件については、次に掲げる条件を全て満たしている者に限り入札参加を認める。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を得ている者であること。
- (3) この公告の日から下記5に掲げる開札までの間に大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- イ 暴力団員 (同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ウ 暴力団員が役員となっている事業者
- エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
- オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

## 3 契約条項を示す場所及び日時

大分県ホームページに令和8年3月11日 (水) まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。

## 4 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 使用言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

## 5 開札の場所、日時等

- (1) 開札は、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行うものとする。
- (2) 場 所 大分県庁舎本館2階 入札室
- (3) 日 時 令和8年3月12日(木) 9時30分
- (4) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。

## 6 入札保証金に関する事項

免除とする。

## 7 入札の無効

大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 金額の記載がないもの(¥マーク未記入や金額に空欄がある場合含む。)または不明瞭なもの。
- (2) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。
- (3) 誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないとき。
- (4) 入札書及び委任状が鉛筆書きでなされたもの。
- (5) 入札書及び委任状が修正液、修正テープ等により修正されたものや砂消しゴムなどにより紙の表面を削り取って修正されたもの。
- (6) その他、入札に関する条件に違反したもの。

## 8 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格以上の中で最高の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせることで落札者を決定するものとする。
- (3) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号又は第9号の規定により随意契約を行うものとする。

## 9 契約保証金に関する事項

契約金額(今年度の予定総額(契約金額に予定数量を乗じた額))の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらをすべて誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

## 10 契約に関する事務を担当する部局の名称

大分県会計管理局用度管財課庁舎管理班  
〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号  
電話 097-506-2962  
電子メールアドレス a20100@pref.oita.lg.jp